

改正

平成30年10月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和4年4月1日

いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事若しくは製造の請負、測量若しくは設計の委託、工事用原材料の購入、役務の提供、物件供給等（以下「工事等」という。）に係る契約の適正な履行を確保するため、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「工事等要綱」という。）第4条又はいわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱（平成元年2月1日制定。以下「物品要綱」という。）第5条に規定する入札参加有資格者名簿に登載されている者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2（以下「基準表」と総称する。）に掲げる指名停止事由のいずれかに該当するときは、基準表の指名停止期間の欄に掲げる期間（第4条第4項の規定による当該期間の延長又は同条第5項の規定による当該期間の変更により当該期間が36か月を超える場合にあつては、36か月）の範囲内で、情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止中の有資格業者が別の事案について再度指名停止事由に該当するときは、当該指名停止期間の始期は、改めて指名停止の措置を決定した時とする。

2 市長は、有資格業者が会社合併、会社分割又は営業譲渡等の組織変更により指名停止期間中の有資格業者から事業を承継したときは、当該指名停止期間の範囲内で当該事業を承継した有資格業者について、指名停止を行うものとする。ただし、会社合併により事業を承継する場合にあつては、指名停止を受けた有資格業者の役員が当該事業を承継した有資格業者の役員となる場合又は当該事業を承継した有資格業者の発行する株式の半数以上を保有する場合に限るものとする。

3 市長は、指名停止を行ったときは、市が発注する工事等の競争入札に当該指名停止期間中の有資

格業者を参加させてはならず、また、落札候補者又は落札者としてはならない。この場合において、当該指名停止期間中の有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消し、一般競争入札にかかる入札参加資格の審査を行っているときは、落札決定前に限り落札候補者とした決定を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に係る指名停止)

第3条 市長は、指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。ただし、当該下請負人に故意又は重大な責めを負うべき事由が認められるときはこの限りではない。

2 市長は、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。

3 市長は、指名停止を行う有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に係る指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案において基準表に掲げる2以上の指名停止事由に該当するときは、当該指名停止事由に対応する指名停止期間の短期及び長期の中で、それぞれその最も長いものを当該事案に係る指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合（当初の指名停止を行う前の行為により該当する場合を除く。）における指名停止期間の短期は、当該指名停止事由に対応する指名停止期間の短期の2倍（当初の指名停止期間が1か月に満たない場合にあつては、1.5倍）とする。

(1) 有資格業者が、指名停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、基準表に掲げる指名停止事由に該当したとき。

(2) 別表第2第1号から第4号までの指名停止事由による指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第4号までの指名停止事由に該当したとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、基準表又は前2項に定める指名停止期間の短期に満たない期間を定めて指名停止を行う必要があるときは、当該指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由又は極めて重大な結果が認められるため、基準

表及び第1項に定める指名停止期間の長期を超える期間を定めて指名停止を行う必要があるときは、当該指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、基準表、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止中の有資格業者が当該指名停止に係る指名停止事由について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者に対する指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、第1号から第3号にあってはそれぞれ基準表に定める短期の2倍、第4号及び第5号にあってはそれぞれ基準表に定める短期に1か月を加算した期間とする。

(1) 有資格業者が、いわき市入札談合情報処理要綱(平成12年3月21日制定)第4条に規定する誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第4号に該当したとき。

(2) 別表第2第2号から第4号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項の規定に該当する行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項による調査を行った結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合において、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 有資格業者が、別表第2第2号又は第3号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がない場合に相当とされる期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止期間が別表第2第2号又は第3号に規定する期間の短期を下回るときは、前条第3項の規定を適用するものとする。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知するものとする。

(指名停止の公表)

第7条 市長は、前条の規定による指名停止の通知を行ったときは、当該有資格業者に関する次の事項を公表するものとする。

- (1) 商号又は名称（個人にあつては、氏名）
- (2) 所在地（個人にあつては、住所）
- (3) 指名停止期間
- (4) 理由

2 前項の規定による公表の期間は、当該指名停止の期間とする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第9条 市長は、指名停止期間中の有資格業者が市の契約に係る工事等を下請し、受託することを承認してはならない。

2 市長は、指名停止期間中の有資格業者が市の契約に係る工事等の契約保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に係る措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告し、又は注意することができる。

(苦情申立て)

第11条 この要綱により指名停止措置を受けた者(第2条の規定に基づく期間の承継を含む)、又は前条による警告又は注意を受けた者は、当該措置等について、別に定める「いわき市入札及び契約の

手続に関する苦情処理要綱（令和3年9月22日制定）」により苦情の申立てを行うことができる。

（報告等）

第12条 工事担当部等の長は、有資格業者が基準表に掲げる指名停止事由に該当することを知ったときは、遅滞なく、財政部長にその旨を報告しなければならない。

2 財政部長は、前項の報告を受けたとき、又は、有資格業者が指名停止事由に該当することを知ったときは、遅滞なく、指名停止措置の可否及び措置期間等（以下「措置の可否等」という。）を検討しなければならない。

ただし、建設工事等の有資格業者に関し、運用基準に定めがない又は運用基準のみでは判断しがたいものの措置については、別に定める建設業者選定委員会に対し、措置の可否等の審議を求めることができる。また、建設業者選定委員会の審議を経ずに措置した場合には、速やかに、建設業者選定委員会に対して報告しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 指名停止等の措置の対象となる行為がこの要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以前に行われた場合において、実施日以後に当該事実行為が明らかとなり、基準表に掲げる指名停止事由に該当するときは、この要綱を適用するものとする。
- 3 実施日以前に行った工事等要綱又は物品要綱に基づく指名停止等の措置は、この要綱の規定に基づく指名停止等の措置とみなす。

附 則（平成30年10月1日）

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

事故等に基づく基準表

指名停止事由	指名停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 市の入札参加資格審査に関する申請書及び添付書類又は市が発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）における入札時の調査資料若しくは契約締結後の提出書類等に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>(2) 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>認定の日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(3) 県内において、国、地方公共団体及び公団・公社等の特殊法人などの公共機関が発注した工事等（前号に掲げる市発注工事等を除く。以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から2週間以上6か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>認定の日から2週間以上6か月以内</p>
<p>(6) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から2週間以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>(7) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、</p>	<p>認定の日から2週間</p>

工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	以上4か月以内
(8) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定の日から2週間 以上2か月以内

別表第2 (第2条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく基準表

指名停止事由	指名停止期間
(贈賄)	
(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18か月以上 24か月以内
(独占禁止法違反行為)	
(2) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から12か月 以上24か月以内
(3) 業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から2か月 以上6か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(4) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18か月以上 24か月以内
(建設業法違反)	
(5) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から1か月 以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
(6) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、又は代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑によ	認定の日から1か月 以上12か月以内

り公訴を提起され、若しくは禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。